

政府からのお知らせ

事業主のみなさまのための

事業

再建ハンドブック

〈平成23年11月30日発行〉

第3次補正予算（11月21日成立）に

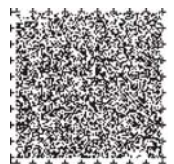
盛り込まれた項目を追加しました。



vol. **4** 事業再建版

ご自由にお持ち帰りください。

生活再建ハンドブックもあわせてご活用ください。



※この冊子は音声コードが
各ページに印刷されています。

すべては一日も早い 被災地の事業再建のために――。

11月21日、東日本大震災・原子力災害からの

本格的な復興に向けた対策などを進めるため、

約12兆円の第3次補正予算が国会で成立しました。

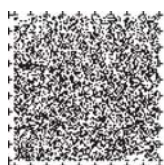
このハンドブックは、第1次補正予算、第2次補正予算の内容を

お知らせした「事業再建ハンドブック Vol.3」(8月19日発行)に、

今回の第3次補正予算に盛り込まれた項目を追加した

「改訂増補版」として、みなさまにお届けするものです。

みなさまの事業再建のため、ぜひお役立てください。



事業主のみなさまへ

6 東電福島原子力発電所事故のこと

10 すべての事業主のみなさま

14 中小企業のみなさま

24 水産業のみなさま

34 農業のみなさま

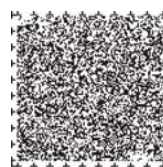
46 森林・林業のみなさま

50 ガス・石油関連事業のみなさま

53 生活衛生関係営業のみなさま

54 その他の支援

56 お問い合わせ一覧



第1次補正予算(5月2日成立)

総合計4兆153億円

被災者支援関係経費
2兆821億円

- 災害救助等関係経費
- 中小企業、農業漁業者への融資
- 施設費災害復旧費 など

原子力損害賠償法等関係費
2,593億円

- 自衛隊・消防・警察・海上保安庁活動経費

公共事業、災害廃棄物処理関係経費
1兆5,538億円

地方交付税交付金
1,200億円

第2次補正予算(7月25日成立)

総合計1兆9,988億円

被災者支援関係経費
3,774億円

- 被災者生活再建支援金
- 事業再建の支援 など

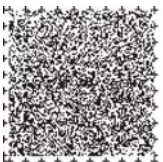
原子力損害賠償法等関係費
2,754億円

- 福島県 健康基金
- 放射能モニタリングの強化 など

東日本大震災復旧・復興予備費
8,000億円

地方交付税交付金
5,455億円

※合計額には、この他に、東日本大震災復興対策本部に必要な経費(5億円)を含む



第3次補正予算の全体像

総合計1兆1,025億円

(東日本大震災関係経費 1兆7,335億円)

被災者支援、復旧・復興関係経費

被災者のみなさまの
生活再建・事業再建を支援します

3兆2,288億円

- 災害救助等関係経費
- 中小企業、農業漁業者等への融資
- 雇用、住宅、医療、介護、福祉関係 など

原子力災害復興関係経費

原子力発電所事故の
収束に向けて取り組みます

3,558億円

- 除染に関する経費
- 福島県原子力災害対応・復興基金(仮称)

公共事業、災害廃棄物処理関係経費

インフラの復旧や
がれきの処理を進めます

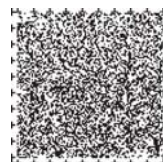
1兆8,594億円

- インフラ復旧に向けた公共事業等の追加
- 災害廃棄物等処理等

東日本大震災復興交付金

地方公共団体自らの復興プランの下の
地域づくりを支援し、復興を加速させます

1兆5,612億円



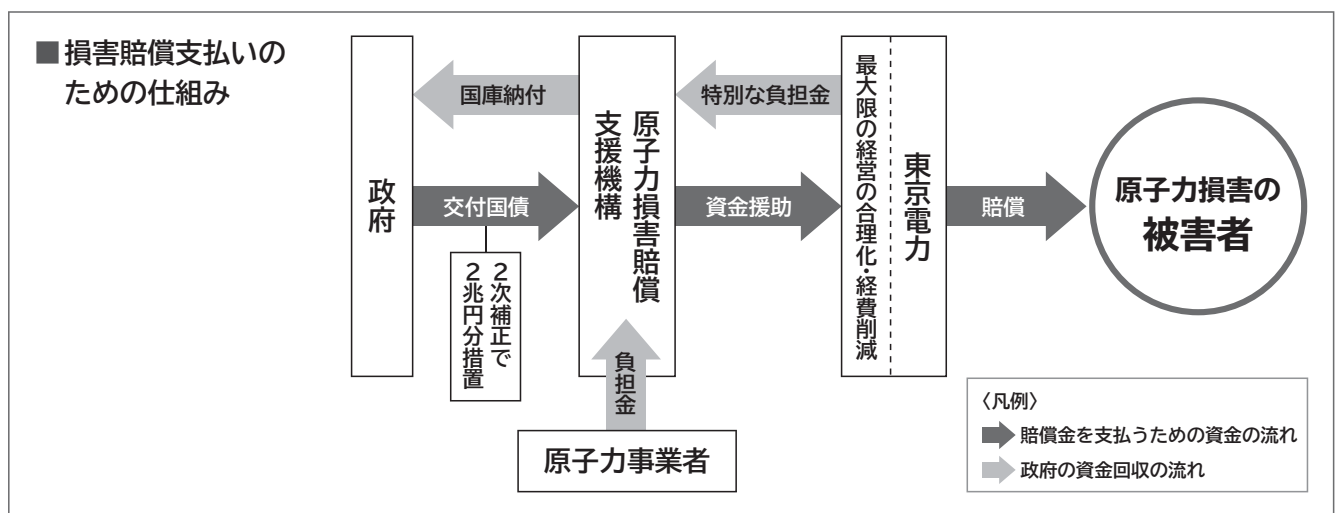
東電福島原子力発電所事故のこと

関係者のみなさまへの賠償を迅速、適切に行うために

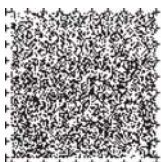
1 賠償支払いに必要な予算、仕組みを万全にしています

東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故により生じる原子力損害に関して、事故との相当因果関係が認められるものについては、東京電力より、損害に対して適切な賠償が行われることとなります。

- 政府として、この損害賠償の支払いが迅速、適切に行われるよう、原子力損害賠償の支援を行う機構を新たに設立し、政府から機構に最大2兆円の国債を交付し、損害賠償の支払いを支援します。



- 東京電力と被害者間の賠償を円滑に進めるため、文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会を設置し、原子力損害の範囲の判定などに関する指針を策定しています。
- また、原子力損害の賠償に関する紛争が生じた場合には、同審査会において和解の仲介を行います。



新規

2

観光業に係る中小企業者の 風評被害に対し仮払金を支払います

→ 3次補正 263億円

東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故に伴う原子力損害については、東京電力において、全ての原子力損害について本賠償の受け付けが開始されていますが、東京電力による本賠償に時間を要するような場合、東京電力が支払うべき賠償金の一部を国が先にお支払いする仮払いを行うことにしています。

福島県、茨城県、栃木県、群馬県における観光業であって中小企業者が受けた風評被害を対象に9月21日より受け付けを開始しました。

お問い合わせ先

東京電力による本賠償について
福島原子力補償相談センター

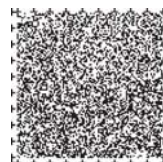
☎0120-926-404 (月～日 9:00～21:00)

原子力損害賠償制度及び原子力損害賠償紛争審議会について
原賠ホットライン

TEL 03-5537-0245 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

国による仮払いについて
仮払いホットライン

☎0120-388-535 (月～金 10:00～18:00 祝日除く)



東電福島原子力発電所事故のこと

放射能に関するみなさまの不安を減らすために

1

福島県や全国の放射線モニタリングを強化し、
把握した情報を提供しています

→1次補正 17億円

→2次補正 235億円

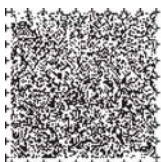
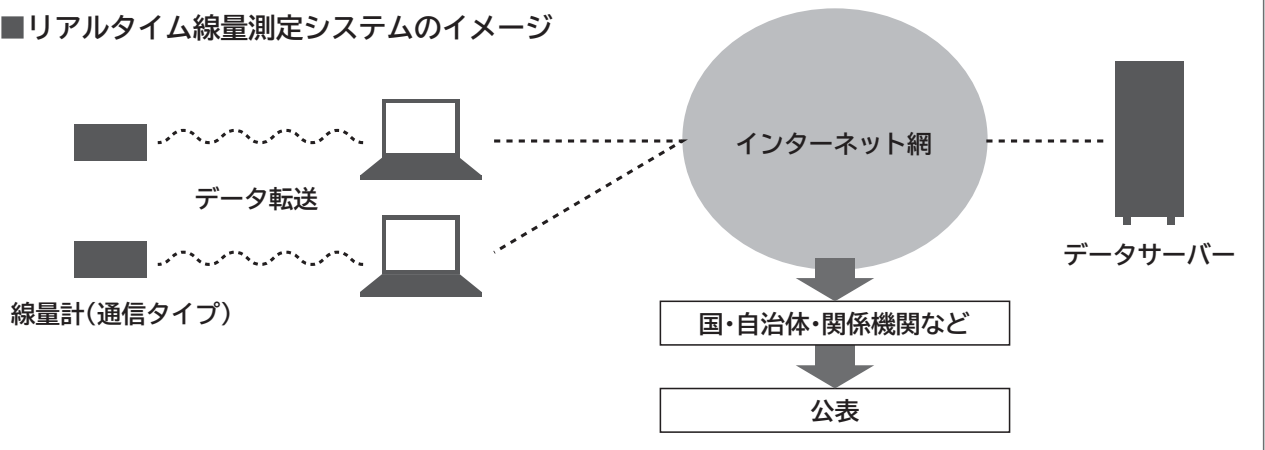
福島県および全国の放射線モニタリングデータの把握をさらに充実・強化します。
また、把握した情報は、ホームページなどを通じてみなさまに提供してまいります。

- 福島県内の放射線量の状況を広域的に把握し、学校や地域住民の安全・安心の確認に活用します。
- 可搬型モニタリングポストを福島県内の全市町村に計354台、および福島県隣接県(宮城、山形、新潟、群馬、栃木、茨城)に130台設置中
- 小・中・高校、幼稚園、保育所、公園などにリアルタイムで放射線量を測定するシステムを導入し、測定結果をリアルタイムで公表します



可搬型モニタリングポスト

リアルタイム線量測定システムのイメージ



- 全国における放射線モニタリングを強化します。
 - 全国にモニタリングポストを計250台増設中
 - 青森県から愛知県まで(現在は福島県と隣接県の一部)におよぶ広域的な放射線量分布を把握するための航空機による調査などを実施中

お問い合わせ先

文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全課防災環境対策室

TEL 03-6734-4039 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-4042

2

放射線量などの分布マップを 継続的に作成します

→3次補正 8億円

今後の住民の健康管理、除染対策などに必要な情報を提供するため、福島県を中心に、詳細な空間線量率の測定や地表面に沈着した放射性物質濃度の調査(放射線量など分布マップの作成)などを実施します。

お問い合わせ先

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室

TEL 03-6734-4039 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-4042

3

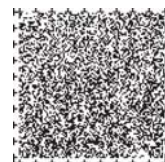
原子力災害などについて、みなさまからの 質問や相談に応じています

→3次補正 0.6億円

3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力災害に関し、みなさまからの質問や相談などに応じ、正しい原子力災害に係る情報を提供することによりみなさまの不安を取り除くコールセンターを原子力安全・保安院内に設置しています。引き続き、原子力災害に関する質問や相談をコールセンターで受け付けています。

お問い合わせ先

TEL 03-3501-1505 (月～日 8:00～22:00)



すべての事業主のみならず

雇用を維持する事業主を応援しています

→1次補正 7,269億円

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方々が、従業員の方々を解雇せず、休業などの措置によって雇用を維持した場合、その費用の一部を助成するものです。

- 被災地域の事業主が、この助成金を利用する場合、事業活動の縮小の程度を判断する期間を3カ月から**1カ月に短縮**する措置を、既に実施しています。
※事業主と一定規模(1/3)以上の経済的関係を有する他の地域の事業主の方々も同様です。
- 支給限度日数については、支給対象期間(1年間)において、被災前の支給日数にかかわらず、最大300日利用可能とする特例措置を設けました。
- また、被保険者期間が**6カ月未満であっても助成金の対象**とする暫定措置を延長しました。

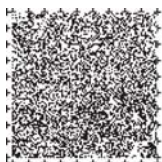
お問い合わせ先 ▶ お近くのハローワーク(P56・57参照)

被災された方を雇用する事業主を応援しています

→1次補正 63億円

- 被災して離職された方や、被災地域にお住まいで仕事を探しておられる方々を、ハローワークなどの紹介で雇い入れた事業主の方々に、**50万円を助成**しています(中小企業は90万円)。
- 1年以上継続雇用した対象労働者が10人以上となった場合、50万円(中小企業は90万円)を追加して支給します。

お問い合わせ先 ▶ お近くのハローワーク(P56・57参照)



拡充

職業訓練を支援しています

→3次補正 6億円

- ①震災により被災された方(新規学卒者を含む)などを新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練(OJTを含む)を行う場合に、その訓練費を助成しています。
- ②従業員の能力開発に取り組む被災地の事業主に対し、キャリア形成促進助成金の助成率の引き上げなどを実施しています。また、震災の影響で売り上げなどが減少したことにより新たな事業を展開するため、従業員の能力開発に取り組む中小企業事業主の方々に対しても助成率を引き上げます。
- ③県外の大学院などが行う高度な教育訓練を活用し、中核人材を育成する岩手県、宮城県、福島県の中小企業事業主に対し、訓練経費、住居費を支援しています。
- ④被災地の中小建設事業主が行う建設教育訓練や雇用管理改善の取り組みに対して支給する助成金(建設雇用改善助成金)について助成率の拡充などを行います。

お問い合わせ先

①④について お近くのハローワーク(P56・57参照)

②③について お近くの労働局(P57参照)

就職支援を行っています

既卒者の雇用

→3次補正 235億円

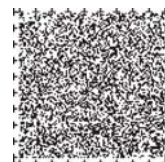
被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を提出し、採用した事業主に対して支給する、次の奨励金の特例措置について、平成24年度末(平成25年3月末)まで対象期間を延長しました。

拡充

- **3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金** (当初から正規雇用の場合)
 - 正規雇用から6カ月定着した場合の支給額:120万円
 - 利用回数:1事業所当たり最大10回(雇用保険適用事業所単位)
- **3年以内既卒者トライアル雇用奨励金** (有期雇用から正規雇用に移行する場合)
 - 正規雇用から3カ月定着した場合の支給額:60万円

お問い合わせ先

お近くのハローワークまたは
新卒応援ハローワーク(P56・57参照)



すべての事業主のみならず



障害者の就職・雇用継続

→ 3次補正 1億円

- ①被災地の障害者については、一定の実習(実習型雇用支援事業)を経て正規雇い入れした企業に対する「正規雇用奨励金」の支給回数を増やします。
〈通常2回を3回(計100万円から150万円)に〉
- ②障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターについて、支援体制を充実します。

お問い合わせ先 ▶ お近くのハローワーク(P56・57参照)

障害者就業・生活支援センター(全国311箇所 ※平成23年11月現在)

障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援を行います。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/10.pdf>

地域障害者職業センター(各都道府県)

障害者に対する専門的な支援を提供します。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html#03>



中高年齢農漁業者を対象とした講習

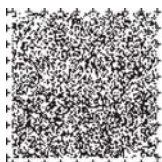
→ 3次補正 1億円

- 被災地(岩手県・宮城県・福島県)の農業法人・漁業経営体などが雇用する中高年齢農漁業者に対し、職業的知識の取得のための講習を実施します。
- 雇用する中高年齢農漁業者に当該講習を受講させる農業法人・漁業経営体などには、受講期間の賃金相当分の支援を行います。

お問い合わせ先 ▶ 厚生労働省職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室

TEL 03-5253-1111(内5850) (月~金 9:30 ~ 18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-2278



拡充

厚生年金、私学共済年金の保険料などが免除されています

事業所や私立学校からの申請があり、下記の条件のいずれにも該当する場合は、事業主および被保険者の厚生年金保険料または私学共済年金掛金が免除になります。

- 平成23年3月11日に特定被災地域に所在していた会社の事業所や私立学校が東日本大震災による被害を受けたこと。
- 被災により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないこと、又は標準報酬月額の下限に相当する賃金しか支払われていないこと。

この他、納付が猶予される場合があります。

お問い合わせ先

厚生年金について

事業所の所在地を管轄する年金事務所(P68参照)
(ご相談はお近くの年金事務所でも可能です。)

私学共済年金について

日本私立学校振興・共済事業団

TEL 03-3813-5321 (月~金 9:00 ~ 17:30 祝日除く)

FAX 03-3813-5356

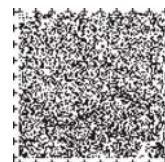
新規

**被災地域の復興に役立つ産学官連携による
実証研究を補助します**

→3次補正 12億円

- 被災地域の企業、公設試験研究機関、大学などと連携した共同研究体による被災地域の復興・発展に役立つ実証研究に対し、国が補助(2 / 3)を行います。

お問い合わせ先

お近くの経済産業局などへ(P57参照)

中小企業のみならず

被災した中小企業の事業継続・再開を支援します

事業の継続・再開支援のため、**1**～**12**にあるようなさまざまな支援策を創設しました。資金繰りや経営の悩み、どこに相談したらよいか、お困りの中小企業のみならず、お電話をください。

お問い合わせ先 ▶ **中小企業電話相談ナビダイヤル**

TEL 0570-064-350 (月～金 9:00～17:30 祝日除く)



1

二重債務対策として、相談窓口の強化や震災前の借入の負担軽減などを行っています

→2次補正 **215億円**

→3次補正 **45億円**

〈中小企業再生支援協議会の体制強化・再建買取等を行う機構の設立支援〉

債務を抱えたまま被災した小規模事業者も含む、幅広い事業者のみならずの事業再生を支援するため、以下のような取り組みを行います。

- 被災県(岩手県、宮城県、福島県など)において、商工会議所などに設置されている中小企業再生支援協議会に総合的な相談窓口(「産業復興相談センター」)を設置、常駐専門家の増員などにより、事業再生の相談体制を抜本的に強化します。
- 協議会に相談を行った被災事業者であって、協議会の再生計画策定支援を受けた方を対象に、事業再生の可能性を判断する間の利子負担を軽減するため、利子補給を行います。
- 債権の買取などを行う産業復興機構を設立し、金融機関からの新規融資を受けやすくすることにより、被災事業者のみならずの事業再生を支援します。

お問い合わせ先 ▶ **相談体制の強化、新たな機構の設立について**

中小企業庁経営支援課

TEL 03-3501-1703 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

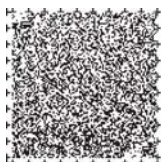
FAX 03-3501-7099

利子補給について

中小企業庁金融課

TEL 03-3501-1511 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-6861



2

中小企業の再チャレンジを 低利・長期の融資で支援します

→2次補正 10億円

〈再チャレンジ支援融資〉

日本政策金融公庫(日本公庫)が、今回の震災の被害を受け、いったん廃業した中小企業者などであって、新たに事業を開始する方を対象に、通常の融資とは別枠で、貸付期間の延長や金利引き下げなどを行った低利・長期の融資で支援します。

日本公庫(中小企業事業)

	今回の「別枠」	通常の融資
貸付限度額	3億円	7.2億円
貸付利率	基準利率から 最大1.4% 引き下げ	1.65% (基準利率)
貸付期間	設備:20年以内 運転:15年以内	設備:15年以内 運転:7年以内

日本公庫(国民生活事業)

	今回の「別枠」	通常の融資
貸付限度額	6,000万円	2,000万円
貸付利率	基準利率から 最大1.4% 引き下げ	2.15% (基準利率)
貸付期間	設備:20年以内 運転:15年以内	設備:15年以内 運転:7年以内

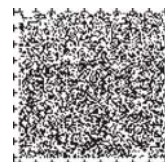
※貸付期間5年以内の基準利率(平成23年7月末現在)。利率は返済期間などにより変動。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505 (月~金 9:00~19:00 祝日除く)

(中小企業事業) ☎ 0120-327-790 (土日祝日 9:00~17:00)

(国民生活事業) ☎ 0120-220-353 (土日祝日 9:00~17:00)



中小企業のみならず



3

**国内外展示会への出展支援などにより、
中小企業の海外展開を支援しています**

→2次補正 20億円

→3次補正 10億円

〈中小企業海外展開等支援事業〉

東日本大震災などにより影響を受けている中小企業の海外展開を支援するため、以下の事業を実施します。

- 国内外で実施される展示会への出展や海外販路開拓の事前準備を支援します。
- 海外展開について、専門家によるアドバイスを行っています。
- 海外の主要なバイヤーを日本に招き、被災県の製品を中心とした商談会を開催します。

お問い合わせ先 ▶ 本事業について

中小企業庁新事業促進課

TEL 03-3501-1767 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7055

経済産業省通商政策局通商政策課

TEL 03-3501-1654 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-2081

国内展示会への参加、経営に関するアドバイスについて

(独)中小企業基盤整備機構国際化支援センター

TEL 03-5470-2375 (月～金 9:00～17:45 祝日除く)

FAX 03-5470-2376

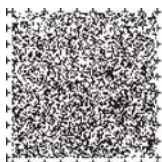
海外展示会への参加、貿易・投資に関するアドバイス、

海外バイヤーとの商談会への参加について

(独)日本貿易振興機構

TEL 03-3582-5539 (月～金 9:00～17:45 祝日除く)

FAX 03-3588-6207



拡充

4 金融機関からの借入を債務保証しています

→1次補正 3,209億円

→3次補正 3,703億円

- 信用保証協会が、震災により直接または間接に被害を受けた中小企業者の方を対象として、金融機関からの事業の再建や経営の安定に必要な資金の借入を、債務保証しています。
- 災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて、無担保で1億6千万円、最大で5億6千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。
- 保証料率は、0.8%以下、保証割合は融資額の100%です。

お問い合わせ先 ▶ お近くの信用保証協会

青森県信用保証協会

TEL 017-723-1354 (月~金 9:00 ~ 19:00 祝日除く)

FAX 017-723-1439

岩手県信用保証協会

TEL 019-654-1505 (月~金 9:00 ~ 19:00 祝日除く)

FAX 019-654-9242

宮城県信用保証協会

TEL 022-225-5230 (月~金 9:00 ~ 19:00 祝日除く)

FAX 022-216-0546

福島県信用保証協会

TEL 024-526-1530 (月~金 9:00 ~ 19:00 祝日除く)

FAX 024-533-8721

茨城県信用保証協会

TEL 029-224-7811 (月~金 9:00 ~ 19:00 祝日除く)

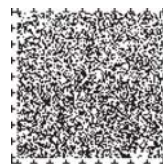
FAX 029-224-2581

千葉県信用保証協会

TEL 043-221-8181 (月~金 9:00 ~ 19:00 祝日除く)

FAX 043-221-8421

など



中小企業のみならず



5 長期・低利の融資を行っています

→1次補正 1,786億円

→3次補正 2,230億円

〈東日本大震災復興特別貸付〉

日本政策金融公庫(日本公庫)、商工組合中央金庫(商工中金)が、震災により直接または間接に被害を受けた中小企業の方、風評被害など震災の影響で売上げが減少している中小企業などを対象に、長期・低利の融資を行っています。

●貸付限度額

日本公庫(中小事業)・商工中金:7.2億円、日本公庫(4,800万円)(本制度以外の既存の借入れにかかわらず、借りられるようになりました)。

※日本公庫(国民事業)の生活衛生貸付については、5,700万円

●貸付利率

基準利率から最大で0.5%引き下げ

※基準利率:日本公庫(中小事業)・商工中金1.65%、日本公庫(国民事業)2.15%

〈貸付期間5年以内の基準利率(平成23年10月24日時点)。利率は返済期間などにより変動〉

さらに、震災により直接または間接に被害にあわれた方は、別枠で金利の引き下げを措置しています。

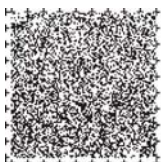
お問い合わせ先 ▶ **日本政策金融公庫** ☎0120-154-505 (平日)

(中小企業事業) ☎0120-327-790 (土日祝日)

(国民生活事業) ☎0120-220-353 (土日祝日)

商工組合中央金庫 ☎0120-079-366 (平日)

☎0120-542-711 (土日祝日)



拡充

6

中小企業グループなどが持つ
施設などの復旧・整備費のうち
3 / 4を補助しています

→1次補正 155億円

→2次補正 100億円

→復旧・復興予備費 1,249億円

〈中小企業組合等復旧・復興支援事業〉

地域経済の核となる中小企業などのグループが、県が認定する復興事業計画に基づいて、その計画に必要な生産・販売施設などの復旧・整備を行う場合、国と県が連携して補助を行っています。

- 復旧・整備費用の1 / 2を国が、1 / 4を県が補助しています。

お問い合わせ先

中小企業庁経営支援課

TEL 03-3501-1763 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7099

東北経済産業局地域経済課

TEL 022-221-4876 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 022-265-2349

新規

7

被災した中小企業が、設備を再度リースにより
導入する際の費用を補助します

→3次補正 100億円

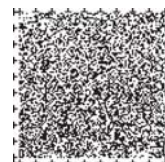
- 震災に起因するリース設備の滅失などによりリース債務を抱えた中小企業者の方を対象として、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助します。
- 補助率は、新規リース料の10%です。
- 補助金の申請手続きは指定リース事業者が行います。

お問い合わせ先

経済産業省商務流通グループ商取引・消費経済政策課消費経済企画室

TEL 03-3501-1905 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-6646



中小企業のみならず



8

仮設工場、仮設店舗などを整備して貸し出しています

→1次補正 10億円

→2次補正 215億円

→3次補正 49億円

〈被災地域産業地区再整備事業〉

中小企業の方などが速やかに事業を再開するため、(独)中小企業基盤整備機構が仮設工場、仮設店舗などを整備して、地方公共団体を通じて原則として無料で貸し出しています。

お問い合わせ先 (独)中小企業基盤整備機構の窓口

中小企業復興支援センター盛岡

TEL 090-4097-6989 (月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 019-653-6980

中小企業復興支援センター仙台

TEL 022-399-9077 (月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 022-716-1752

中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島

TEL 024-529-5113 (月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 024-529-5113

中小企業基盤整備機構関東支部企画調整課

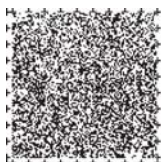
TEL 03-5470-1509 (月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 03-3433-8583

中小企業基盤整備機構震災緊急復興事業推進部

TEL 03-5470-1501 (月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 03-5470-1548





9

**復旧・復興のために無料で
支援専門家を派遣しています**

→1次補正 **10億円**→3次補正 **17億円**

〈復旧・復興のための支援専門家派遣〉

中小企業基盤整備機構が盛岡、仙台、福島などの被災地に支援拠点を設置し、無料で中小企業の相談を受け付けています。

- また、災害対応の相談員が被災地域の支援機関(商工会・商工会議所など)を巡回し、無料で被災中小企業の相談を幅広く受け付けるなどの支援を行っています。

お問い合わせ先

中小企業復興支援センター盛岡

TEL 090-5219-5527 (月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 019-653-6980

中小企業復興支援センター仙台

TEL 022-399-9077(代) (月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 022-716-1752

中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島

TEL 024-529-5113 (月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 024-529-5113

または、お近くの商工会、商工会議所

中小企業基盤整備機構関東支部経営支援部

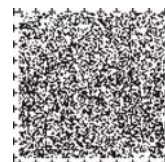
TEL 03-5470-1637 (月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 03-5470-1045

中小企業基盤整備機構震災緊急復興事業推進部

TEL 03-5470-1501 (月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 03-5470-1541



中小企業のみならず

新規

10

新卒者などの中小企業での職場実習を通じて中小企業の人材確保を支援します

→3次補正 25億円の内数

新卒者や卒業後3年以内の未就職者の方々に、被災地域などの中小企業の事業現場などで原則6カ月間の職場実習(いわゆるインターンシップ)を行っていただくことで、社会人としての基礎知識や中小企業で必要とされる技術・知識・ノウハウの習得を支援します。実習期間中、実習生に対しては日額7,000円、受入企業に対しては日額3,500円の助成金を支給します。

お問い合わせ先 ▶ 中小企業庁経営支援部経営支援課

TEL 03-3501-1763 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7099

新規

11

中小企業の新商品開発・販路開拓などを支援します

→3次補正 15億円

〈農商工連携等の活用による被災地等復興促進支援事業〉

- 東日本大震災により被災した中小企業の振興に向け、以下の取り組みによる新商品開発や販路開拓を全額補助により支援します。

- ① 農商工連携 ② 地域資源活用 ③ 異分野連携
- ④ ものづくり基盤技術を活用した企業連携

お問い合わせ先 ▶ ①～③について 中小企業庁新事業促進課

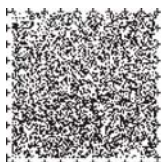
TEL 03-3501-1767 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7055

④について 中小企業庁創業・技術課

TEL 03-3501-1816 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7170



新規

12 中小企業の販路開拓などを支援します

→3次補正 10億円

〈中小企業の地域産品販路開拓等支援事業〉

- ①複数の中小企業が協働で行う国内外販路開拓などを支援します。被災地中小企業については、全額補助で支援します。
- ②大都市圏における被災地の産品の大規模展示・販売会の開催やインターネットの活用促進を通じて、被災した中小企業の販路開拓と商品のPRを支援します。
- ③大型トレーラーなどで、被災地の地域産品などを搭載して全国の主要都市などを巡回し、広くPRや販売を実施する事業を支援します。

お問い合わせ先

①②の事業について 中小企業庁新事業促進課

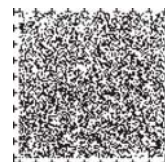
TEL 03-3501-1767 (月~金 9:30 ~ 18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7055

③の事業について 中小企業庁小規模企業政策室

TEL 03-3501-2036 (月~金 9:30 ~ 18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7099



水産業のみならず

水産業の復旧・復興を支援します

1

被災した若青年漁業者の漁業再開までの
技術習得を支援します

→3次補正 11億円

新規

〈漁業復興担い手確保支援事業〉

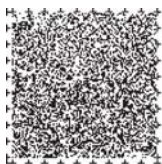
若青年漁業者が漁業の再開までの期間を活用して、他の経営体の漁船などで研修(最長2年間)を行う場合、国が支援します。

- 被災した若青年漁業者を一時的に受け入れ、技術などを指導した漁業者を対象に、研修費用を最大で月18.8万円を補助します。
- 被災地において、漁業への就業を希望する漁家の子弟を新たに受け入れ、技術を指導した漁業者を対象に、研修費用を最大で月9.4万円を補助します。
- 協業化などに伴い、必要となる資格などの講習に係る経費を補助します。

お問い合わせ先 ▶ 水産庁企画課

TEL 03-6744-2340 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-5097





2

漁業者、養殖業者のみなさまの経営再建に必要な経費を補助します

→3次補正 818億円

〈漁業・養殖業復興支援事業〉

- 地域の漁業者、養殖業者などが、漁業復興計画や養殖復興計画を作り、新しい操業形態の導入や養殖業の共同化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、必要な経費(人件費、燃油費、販売費など)を、国が支援します。
- 国は、水揚げ金額では賄えない必要経費の9 / 10、2 / 3または半額を補助します。

	復興計画の種類	補助率
漁業	改革型(新造船の導入を伴うもの)	1 / 2、2 / 3※
	回復型(既存船の活用によるもの)	9 / 10
養殖業	-	9 / 10

※かつお・まぐろ類を対象とする漁業で、国際的な資源管理措置の強化に対応するため複数のオブザーバーを乗船させることが可能な漁船を用いる場合、補助率は2/3

お問い合わせ先

漁業者の方 水産庁漁業調整課

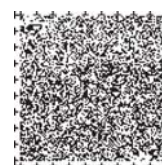
TEL 03-3502-8469 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-1019

養殖業者の方 水産庁栽培養殖課

TEL 03-6744-2383 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6744-2386



水産業のみなさま



3 漁港や海岸などの復旧の事業費を補助しています

〈漁港施設等災害復旧事業〉 →1次補正 **246億円** →3次補正 **2,277億円**

地震や津波の被害を受けた漁港や海岸などの復旧を、国が支援しています。

- 国は、事業費の2 / 3(漁港、海岸)、6.5 / 10(漁業用施設)を補助しています。

〈漁港施設等災害関連事業〉 →1次補正 **4億円** →3次補正 **70億円**

復旧に加え、構造物の強化など必要な災害防止対策を県や市町村が行う場合、国が支援しています。

- 国は、事業費の半額を補助しています。

※「激甚災害に対処するための特別の財政援助などに関する法律」「東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律」による嵩上げ制度があります。

お問い合わせ先 ▶ P58参照

この事業についてのお問い合わせ先:水産庁防災漁村課

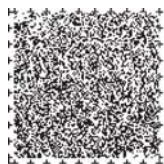
TEL 03-3502-5638(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3581-0325

※「激甚災害に対処するための特別の財政援助などに関する法律」「東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律」による嵩上げ制度があります。

〈災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策〉 →1次補正 **55億円** →3次補正 **202億円**

拠点漁港の機能強化や地盤沈下対策、漁場整備などを、国が支援します。また、漁場施設の被災状況の調査や漁村防災対策の緊急点検などを実施します。

- 拠点漁港の流通・防災機能の強化、水産加工場など漁港施設用地の嵩上げ・排水対策など漁港の地盤沈下対策を道県が実施する場合、事業費の半額または2 / 3(北海道、離島における嵩上げあり)を補助します。
- 漁場の生産力回復のための整備を道県が実施する場合、事業費の半額を補助します。



お問い合わせ先 ▶ P58参照

この事業についてのお問い合わせ先:水産庁計画課

TEL 03-3502-8491(月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3581-0326

拡充

4

漁船や定置網などの漁具の導入費を補助しています

→1次補正 274億円

→3次補正 121億円

〈共同利用漁船等復旧対策事業〉

- ①漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船、定置網などの漁具を導入する場合に、国が支援します。国は、事業費の1/3を補助し、あわせて都道府県が事業費の1/3以上を補助しています。
- ②被害を受けた漁業者などのグループが、省エネ機器設備を導入する場合、国が支援します。国は、機器設備の導入費用の半額を補助します。

お問い合わせ先

漁船など復旧関係 水産庁漁業調整課

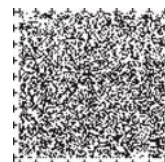
TEL 03-6744-2393 (月~金 9:30 ~ 18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-1019

機器設備関係 水産庁企画課

TEL 03-6744-2341 (月~金 9:30 ~ 18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-5907



水産業のみならず



5

養殖施設の復旧事業費の最大9割を補助しています

→ 1次補正 240億円

→ 3次補正 107億円

〈養殖施設災害復旧事業〉

激甚災害法に基づき、都道府県が養殖施設の災害復旧事業を実施する場合、国が支援しています。

- 国は、事業費の最大9 / 10を補助しています。

お問い合わせ先

水産庁栽培養殖課

TEL 03-3502-0895 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6744-2386

6

さけ・ますの飼育池などの整備費の最大2 / 3を補助しています

→ 1次補正 27億円

〈さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業〉

平成24年春のさけ・ますの種苗放流を可能とするため、緊急対策として、仮設飼育池の整備などを国が支援しています。

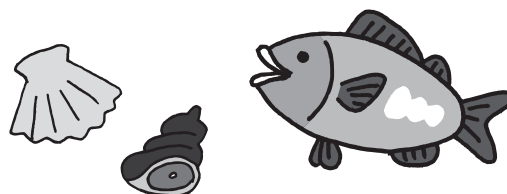
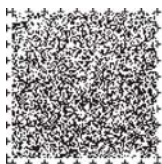
- 国は事業費の最大2 / 3を補助しています。

お問い合わせ先

P58参照

この事業についてのお問い合わせ先:水産庁栽培養殖課

TEL 03-3502-8489(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-6744-2386



新規

7 放流種苗の確保のために必要な経費や取り組みを補助します →3次補正 22億円

〈被災海域における種苗放流支援事業〉

- アワビ、ウニ、ヒラメなどの放流用種苗を生産している被災県の生産体制が整うまでの間、放流種苗の確保のために必要な経費や取り組み、生息環境を整備する取り組みを、国が支援します。
- 国は、放流種苗を確保するために必要な経費や取組について、最大2/3を補助します。

お問い合わせ先 ▶ P58(被災県の農林水産部などの一覧)参照

この事業についてのお問い合わせ先:水産庁栽培養殖課
 TEL 03-6744-2385(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-6744-2386

拡充

8 製氷施設、冷凍冷蔵施設などの整備費を補助しています →1次補正 18億円 →2次補正 193億円
→3次補正 990億円

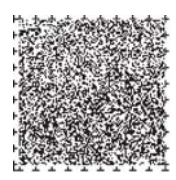
〈水産業共同利用施設復旧支援事業〉

- 漁協などが、水産業共同利用施設(製氷・貯氷施設、冷凍冷蔵施設、市場、荷さばき施設、加工施設・養殖施設など)の復旧に向け、機器などを整備する場合や施設の修繕、仮設施設の整備をする場合、国が支援しています。

〈水産業共同利用施設復旧整備事業〉

- さらに、3次補正予算により、水産業共同利用施設の本格的な復興に向けた、規模の適正化や衛生機能の高度化、漁港機能の回復などを図るための施設の整備を、国が支援します。
- 国は、事業費の2/3または半額を補助しています。

お問い合わせ先 ▶ 水産業共同利用施設復旧支援事業について(P58参照)
水産業共同利用施設復旧整備事業について(P58参照)



水産業のみならず

新規

9

**遠隔地からの原料確保などに伴い
追加的に発生する経費を支援します**

→3次補正 2億円

〈加工原料等の安定確保取組支援〉

- 被災地の漁協や水産加工協が遠隔地から原料を確保する場合の、運賃、通常の製造ラインの変更が必要な場合に、追加的に発生する経費(パッケージ変更費、製造ライン改修費など)の一部を国が支援します。
- 国は、事業費の半額を補助します。

お問い合わせ先 ▶ 水産庁加工流通課

TEL 03-6744-2349 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3508-1357

拡充

10

**漁場の漂流物の回収に補助金を
支給しています**

→1次補正 93億円

→3次補正 65億円

〈漁場生産力回復支援事業〉

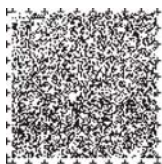
藻場の喪失などにより著しく低下した漁場の生産力の回復を図るため、漁業者グループが、がれきの回収などを行う場合、国が支援しています。

- 漁場のがれきの回収を行った場合、漁業者1人当たり12,100円/日、漁船1隻当たり21,000円/日(15トン未満の場合)を支給しています。
- 3次補正予算により、新たに、沿岸や沖合で操業中に回収したがれきの処理を行う場合にも、その必要経費を支給します。

お問い合わせ先 ▶ 水産庁漁場資源課

TEL 03-3502-8486 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-1682





11 漁場の大型がれきの回収費などを補助しています

〈漁場堆積物除去事業〉

→1次補正 **23億円**

→3次補正 **70億円**

〈漁場漂流物回収処理事業〉

→1次補正 **7億円**

→3次補正 **30億円**

漁場に漂流・堆積している大型のがれきについて、専門業者による調査や回収処理を行う場合、国が補助しています。

お問い合わせ先 ▶ 水産庁漁場資源課

TEL 03-3502-8486 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-1682

12 漁船保険や漁業共済の保険金などの支払を万全にしました

→1次補正 **860億円**

〈漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払〉

東日本大震災により発生する再保険金および保険金の支払いに万全を期するため、漁船普通保険勘定および漁業共済保険勘定に支出しています。

お問い合わせ先 ▶ P59・60参照

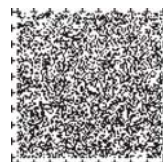
13 保険金などの準備金超過分の財源支援を行っています

→1次補正 **80億円**

〈漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業〉

漁船保険組合の保険金および漁業共済組合の共済金の支払に関し、組合の準備金を超過した場合、その超過部分の財源の支援などを行う漁船保険中央会および全国漁業共済組合連合会に国庫補助を行っています。

お問い合わせ先 ▶ P59・60参照



水産業のみなさま



14

**災害復旧・復興関係資金について、
実質無利子化・無担保・無保証人化しています**

→1次補正 74億円

→3次補正 47億円

〈水産関係資金無利子化等事業〉

災害復旧・復興に必要な水産関係の日本政策金融公庫資金、漁業近代化資金および漁業経営維持安定資金の貸付金利を実質無利子化しています。また、無利子化する公庫資金について、無担保・無保証人での融資も可能としています。

- 3次補正による融資枠は総額221億円(うち公庫資金54億円、近代化資金107億円、経営維持安定資金60億円)です。

〈漁業者等緊急保証対策事業〉

漁業者・漁協などの復旧・復興関係資金などに対する融資が無担保・無保証人で行われるよう、緊急的な保証について支援しています。

- 3次補正による保証枠は総額275億円です。

お問い合わせ先 ▶ 漁業近代化資金の貸付を希望される方(P61～63参照)

日本政策金融公庫資金の貸付を希望される方

日本政策金融公庫

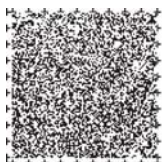
☎0120-154-505 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

沖縄振興開発金融公庫

TEL 098-941-1840 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)

この事業についてのお問い合わせ先:水産庁水産経営課

TEL 03-6744-2347(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3591-1180



15

**生産資材購入などのための借入を
無利子化しました**

→1次補正 4億円

〈被害農家営農資金利子補給等補助金〉

農林漁業者の方々が、経営の復旧に必要な生産資材の購入などのために無利子で融資が受けられるよう、国が支援しています。融資枠は1,000億円です。

- 例えば、漁業用燃料などの購入資金として250万円、養殖、漁船の建造・取得資金として600万円、漁具の取得資金として5,000万円をそれぞれ上限に融資が受けられます。

お問い合わせ先 ▶ お近くの金融機関(農協、銀行、信金など)

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省経営局総務課

TEL 03-3502-6442(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3592-7697

16

経営再建の借入を実質無利子化しました

→1次補正 4億円

〈漁協経営再建緊急支援事業〉

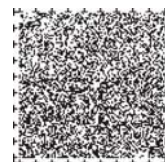
被災漁協などが経営再建のために借り入れる資金を実質無利子化しました。

- 融資枠は総額290億円です。

お問い合わせ先 ▶ 水産庁水産経営課

TEL 03-3502-8416 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3591-1180



農業のみなさま

農業の復旧・復興を支援します

1 被災された方々の農業分野での就業を支援します

→3次補正 7億円

〈被災者向け農の雇用事業〉

新規

- 被災された農業者の方々を農地の復旧まで一時的に雇用する場合や、被災された方で就農を希望する方を正社員として雇用する場合に、農業法人などに対し、技術習得にかかる研修経費などの助成を行います。

お問い合わせ先 ▶ 農林水産省経営局経営政策課、就農・女性課

TEL 03-6744-2143 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

03-3502-6469 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-6007

03-3593-2612

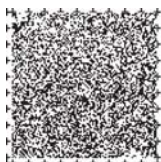
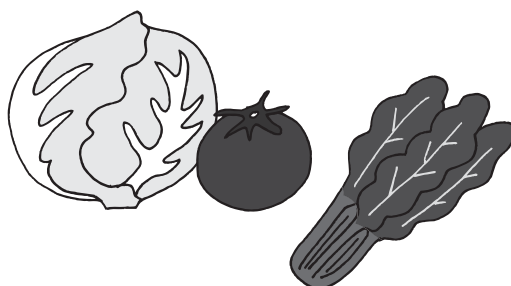
〈新規就農相談〉

全国新規就農相談センターでは、農業法人などの求人情報の紹介やマッチング、農業を始めたい方向けの就農相談などを実施しています。

お問い合わせ先 ▶ 全国新規就農相談センター

TEL 03-6910-1126 (月～金 9:30～17:00 祝日除く)

URL http://www.nca.or.jp/Be-farmer/recruit_emergency/recruit.php



新規

2 耕作放棄地を活用した営農再開を支援します → 3次補正 17億円

〈被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業〉

被災した農家などが、避難先などにおいて耕作放棄地を活用した営農の再開に取り組む際、耕作放棄地の再生作業、基盤整備、農業用機械・施設の整備などを、国が定額で支援します。

■定額による支援の例

雑草・雑木などの除去 (抜根を伴う場合)	5万円 / 10a (10万円 / 10a)
整地など	5万円 / 10a
土づくり	5万円 / 10a

お問い合わせ先 ▶ 農林水産省農村振興局農村計画課耕作放棄地活用推進室(P64参照)

新規

3 移転を希望する農家と受入れ先とのマッチングを支援します → 3次補正 2億円

〈農山漁村被災者受入円滑化支援事業〉

他の地域へ移転を希望する被災された農家の方々などに対して、農山漁村地域における受入れ情報を提供するとともに、受入れ地域とのマッチングを支援します。

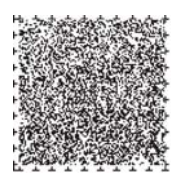
- 「農山漁村被災者受入れ情報システム」により、全国の農山漁村の雇用、農地、住まいなどの受入れ情報を収集し、被災地域へ提供しています。

※これまでに以下のような情報を収集し、被災地域に提供中。(平成23年10月5日現在)

- 農山漁村の空き家などの住まい: 約2,500戸 約21,000人分
- 農林水産業関係の雇用: 152社・法人 440人分
- 活用できる農地や耕作放棄地: 農地21市町村約271ha、耕作放棄地約78千ha

- 被災された農家の方々などの意向を踏まえ、受入れ地域との調整を支援するとともに、受入れ地域の農地などの事前調査のために必要な旅費などを支給します。

お問い合わせ先 ▶ 農林水産省農村振興局中山間地域振興課(P64参照)



農業のみならず

拡充

4

除塩や区画整理などの事業費の最大9割を補助しています

→1次補正 **689億円** (内数)

→3次補正 **2,080億円** (内数)

〈土地改良法の特例措置等〉

東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国などが緊急的に行う災害復旧および除塩並びにこれとあわせて区画整理などの事業を円滑に実施しています。

- 国は、事業費の9/10(除塩事業)、6.5/10または5/10(災害復旧事業など※)を補助しています。

※東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律などによる嵩上げ制度があります。

お問い合わせ先 ▶ お近くの農政局整備部防災課(P64参照)

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省農村振興局防災課
TEL 03-6744-2211(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3592-0304
土地改良法の特例に関するお問い合わせ先:農林水産省農村振興局土地改良企画課
TEL 03-6744-2187(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3501-4950

新規

5

区画整理などに伴う農地集積のための調査・調整を支援します

→3次補正 **5億円**

〈農業基盤復旧復興整備計画策定事業〉

被害を受けた農地における早期の営農再開を図るため、農業の基盤整備を円滑に進め、農地の大区画化や換地などによる農地集積を促進します。

- 農業者団体などによる、区画整理、換地などに伴う農地集積のための調査・調整活動に対し、国は、定額で補助します。

お問い合わせ先 ▶ 農林水産省農村振興局農地資源課

TEL **03-6744-2208** (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX **03-3592-0302**

